

○市川会長 それでは、時間がまいりましたので、ただいまから「地方制度調査会第4回総会」を開会させていただきます。

委員の皆様には、御多忙のところ御出席いただきまして、ありがとうございます。

本年7月31日の第3回総会において「2040年頃から逆算し顕在化する地方行政の諸課題とその対応方策についての中間報告」をとりまとめ、地方行政体制のあり方としてどのようなものが求められるかについて、専門小委員会において調査審議を進めておりますが、現行の合併特例法が本年度末に期限を迎えることから、先にこれに関する議論を進めまして、本日は「市町村合併についての今後の対応方策に関する答申（案）」を議題として、総会において決定したいと考えております。

それでは、まず初めに、本日は、公務御多忙の中、高市総務大臣に御出席いただいておりますので、御挨拶をいただきたいと思っております。

高市大臣、よろしくお願ひいたします。

○高市総務大臣 市川会長、大山副会長、山本委員長をはじめ、委員の先生方におかれましては、大変御多用のお体でいらっしゃいますのに、こうして熱心に御出席を賜り、誠にありがとうございます。

人口減少が進んでいく中で、いかに持続的に必要なサービスを地方公共団体が提供できるかというのは非常に重要な課題でございます。そうした中で安倍総理からは、人口減少が深刻化し高齢者人口がピークを迎える2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するという観点から、圏域における地方公共団体の協力関係、そしてまた、公・共・私のベストミックス、その他の必要な地方行政体制のあり方について、この地方制度調査会に諮問されたということであると承知しております。

今、会長からお話がありましたけれども、7月に中間報告もとりまとめいただき、さらには現行の合併特例法が今年度末に期限を迎えてしまうということで、その取扱いについて先行して御議論を賜りましたことにも改めて感謝を申し上げます。

今後、また最終的な答申を賜りましたら、総務省におきましてもしっかりとその御趣旨を踏まえて、実現に向けて職員ともども精いっぱい頑張りたいと存じますので、引き続き、どうか熱心な御審議を賜りますよう心からお願いを申し上げます。先生方の尽力に本当に感謝をいたしております。ありがとうございます。

○市川会長 高市大臣、ありがとうございました。

なお、高市総務大臣はこの後、公務により御退席されます。本日はありがとうございました。

○高市総務大臣 大変勝手ながら中座申し上げますが、よろしくお願ひいたします。

(高市総務大臣退席)

○市川会長 それでは、議事に先立ち、御報告いたします。

本年7月31日に開催した第3回総会以降、1名の委員の御異動がございましたので、新たに就任された委員を御紹介いたします。

全国知事会会長で、徳島県知事の飯泉嘉門委員でございます。

○飯泉委員 どうぞ皆様、よろしくお願ひいたします。

○市川会長 それでは、早速、議事に入らせていただきますが、総会が始まります前に運営委員会が行われましたので、まず、その結果について、大山運営委員長から報告をお願いいたします。

○大山副会長 御報告申し上げます。

ただいまの運営委員会においては、本日の総会の運営等について御相談をいたしました。その結果、本日の総会におきましては「市町村合併についての今後の対応方策に関する答申（案）」について御審議いただくことと決定いたしました。

○市川会長 それでは、続きまして、専門小委員会における審議状況について、山本委員長から御説明いただきます。

○山本委員長 先ほど市川会長から御挨拶の中で御紹介がございましたとおり、地方行政体制のあり方として、どのようなものが求められるかについて、専門小委員会におきまして調査審議を進めておりますけれども、現行の合併特例法が本年度末に期限を迎えますことから、先にこれに関する議論を進めまして、本年10月10日の第25回専門小委員会におきまして、専門小委員会として「市町村合併についての今後の対応方策に関する答申（案）」をとりまとめ、本日、同答申（案）を総会にお諮りすることとなった次第です。

なお、「市町村合併についての今後の対応方策に関する答申（案）の概要」を参考資料1、「市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の概要」を参考資料2としてお配りしておりますので、御参照いただければと存じます。

それでは、専門小委員会でとりまとめました答申（案）につきまして、事務局より説明をお願いします。

○市町村課長 事務局より答申（案）について御説明を申し上げます。資料1をお願いいたします。

1 ページです。

「市町村合併についての今後の対応方策に関する答申（案）」

「第1 基礎自治体についての現状認識と今後の課題」

（1）基礎自治体についての現状認識です。

第1段落におきましては、人口減少の進行などの社会状況の変化に対応して、分権の担い手となる基礎自治体にふさわしい行財政基盤を確立することが強く求められまして、平成11年以来、全国的な市町村合併が積極的に推進されてきたことに言及しています。

第2段落ですが、その結果、市町村合併は相当程度進捗しまして、多くの市町村において行財政基盤が強化されたことについて言及をしております。第2段落の最後の方におきましては、この合併推進運動につきまして、「平成22年3月末までで一区切りとすることが適当である」とされまして、それ以降の市町村合併は7件となっていることについて言及をしております。

第3段落ですが、合併市町村における、市町村合併後のまちづくりは未だ進行中ですが、多くの団体において、専門職員の配置、組織の充実、行財政の効率化等の成果が既に現れつつある。一方で、周辺部の旧市町村の活力が失われているなどの課題も指摘されておりまして、課題の解決に向けて、合併団体において、支所等の設置、地域自治区の活用などの取組が行われていることに言及をしております。

(2) 2040年頃にかけて顕在化する変化・課題です。

第1段落ですが、国立社会保障・人口問題研究所の推計によりますと、今後、人口減少はさらに加速しまして、2040年頃、高齢者人口はピークを迎えるということではありますが、今後は、地方圏の一部の市町村ばかりではなくて、指定都市や県庁所在市、三大都市圏も含めまして、全国的に進行する段階へと移行することに言及しております。

また、最後の部分であります、こうした人口構造の変化につきましては、基礎自治体による行政サービス提供の持続可能性にも影響を及ぼすこととなるということを説明しております。

次の段落ですが、一方で、国全体の人口構造の変化と異なりまして、生産年齢人口が増加する市町村もあれば、高齢者人口が減少する市町村も少なくないなど、各市町村の人口構造の変化の現れ方は、地域ごとに大きく異なるとしております。

「第2 今後の基礎自治体による行政サービスの提供体制についての考え方」です。ここから読み上げさせていただきます。

市町村の現在の状況や課題、今後の変化の現れ方が多様であることを踏まえると、それぞれの市町村において、首長、議会、住民等がともに、地域における変化を見通し、資源制約の下で何が可能なのか、どのような未来を実現したいのか議論を重ね、ビジョンを共有していくことが重要である。

その上で、地域の持続可能性を高めるために、その未来像から逆算して、行政サービス提供のために必要な経営資源をどのようにして確保していくのか、地域の置かれた状況に応じて自ら判断し、地方公共団体の連携・協力等による地域の枠を越えた連携や、地域の共助組織との連携、民間サービスの活用等による組織の枠を越えた連携、行政のデジタル化等による技術を活かした対応など、変化を受け止め、適応するために必要となる対応を、長期的な視点で選択していくことが重要である。

実際、昨今、全国各地の市町村では、地方創生の実現に向けて様々な施策が講じられ、人口構造の変化の現れ方を緩和させるための真摯な取組が行われている。また、合併を選択しなかった団体も含めて、多くの市町村において、将来の人口減少や高齢化を見据え、行政サービスの提供体制を構築するための工夫や努力が続けられており、そうした中では、市町村が他の地方公共団体と連携する取組も広がっている。

以上を踏まえると、地域の枠を越えた基礎自治体による行政サービスの提供体制については、引き続き、各市町村において、基礎自治体として担うべき役割を踏まえ、自主的な市町村合併、市町村間の広域連携、都道府県による補完などの多様な手法の中から

最も適したものを自ら選択できるようにすることが適当である。

自主的な市町村合併という手法は、行財政基盤を強化するための手法の一つとして引き続き必要であり、さらに、今後、急速に人口減少と高齢化が進行することが見込まれる中であって、地域によっては、行財政基盤を中長期的に維持していくための手法として検討することも考えられる。

### 「第3 市町村合併についての今後の対応方策」

「市町村の合併の特例等に関する法律」（平成16年法律第59号）は、平成11年以来、全国的に市町村合併が積極的に推進されていた中で、当時効力を有していた「市町村の合併の特例に関する法律」（昭和40年法律第6号）の失効後、一定期間さらに自主的な合併を促すために、平成16年に、5年間の限時法として新たに制定されたものである。

その後、平成22年の改正により、国や都道府県による積極的な関与等の合併推進のための措置を廃止し、合併の円滑化のための措置を定める特例法とした上で、期限を10年間延長して現在に至っており、令和2年3月31日をもってその効力を失うこととなっていることから、今後の取扱いについて検討する必要がある。

地方自治法等の特例として平成22年の改正後の法律（以下「現行法」という。）で設けられている様々な措置は、現行法下で行われた7件の市町村合併のいずれの事例においても活用されており、合併の円滑化に寄与しているものと考えられる。また、これらのほかにも、市町村合併に向けた動きが見られる地域も現に存在する。

したがって、現行法の期限後においても、自らの判断により合併を進めようとする市町村を対象として、引き続き、これらの措置を講じることができるよう、現行法の期限を延長すべきである。

なお、既に合併した市町村においては、合併後のまちづくりが進められ、市町村合併の課題等に対応するための様々な取組が行われているところであり、国及び都道府県は、引き続き、これらの合併市町村に対する必要な支援を行っていくべきである。

以上です。

○市川会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの答申（案）につきまして、皆様から御意見、御質問を賜りたいと存じますが、まずは、国会議員の委員の皆様のお意見を伺いたいと存じます。

座席の順番により、あかま委員から御発言をお願いいたします。

○あかま委員 あかまでございます。

今回の答申（案）のとりまとめについては、大変御苦労があったのだらうと思っています。敬意を表したいと思っております。

それらを踏まえながら、各市町村であって、2040という大きな課題については、確かに大きな課題なのだという認識は当然持っていらっしゃる。その中で、どのようなあり方かという中で、概要にもあるとおり、確かに地域であってのその問題の現れ方は非常にまちまちであることを踏まえながら、様々な選択肢の中であって、自らが選べる、このことは

強調されるべきだろうということは色々な議員からも声が出ております。

あわせてもう一点、既に市町村合併をしたところについて、これは引き続き支援というものを継続的に行っていただきたいという声は、各自治体経験の議員からも出た声でございますので、そのことについてもこれからは是非というふうに思っております。

以上です。

○市川会長 ありがとうございます。

それでは、坂本委員、引き続きお願いいたします。

○坂本委員 自民党で地方行政調査会というものをつくっております、この地方制度調査会の前に開催をさせていただきました。会長は長崎県知事を務められました金子原二郎先生、私が幹事長を務めさせていただいております。その中では、この答申（案）と同じような意見が数多く出されました。とりわけ自治体の選択肢を広げて、自治体はその選択肢の中で最適なものを選ぶというようなことが一番大事ではなかろうかという意見が出たことを報告しておきたいと思っております。

それから、この案の中で、今、見て、ちょっとわからなかったのが2ページの第2、今後の基礎自治体による行政サービス云々の3行目の「資源制約の下で」という、この「資源制約」とはどういうことを指しているのか、教えていただきたいと思っております。

それから、この答申（案）とは別に、今朝、来年度の予算要求のために、私は熊本選出ですけれども、熊本県と国会議員団との意見交換会をやったのですけれども、熊本県も2040問題は非常に深刻に考えておられて、農業土木あるいは土木などの技術者を県の方で一括採用して、そして各市町村にそれぞれ必要なときに回すというような方針を固めたということを知事もおっしゃっておられましたので、色々な自治体あるいは都道府県で、その補完も含めて、様々な動きが出てきているなという気はいたしました。

以上であります。

○市川会長 ありがとうございます。

それでは、武内委員に御発言いただいて、後で今の坂本委員の御質問に対してお答えしたいと思います。武内委員、お願いいたします。

○武内委員 お疲れさまです。委員の武内です。

今回の合併特例法の延期につきましては、現状そのままほぼ同内容での延期であって、やむなし、仕方がないのかなというふうには思っております。ただ、第30次のときも今回の第32次でもお話をさせていただいたのですが、やはり今回の延期ということを受けて、市町村合併、平成の大合併が地域に何をもたらし、そして、リスクやメリットも含めてしっかり検証して、どういう事象が起こり、地域がどういう状況になっているのかという平成の大合併の検証を、私はやはり総務省としてもしっかりやるべきだと思います。それがこれからの本来あるべき基礎自治体の姿であったり、あるべき地方自治であったりということに行きついていくのではないかと考えていますので、是非地制調の中で、平成の大合併の総括をきちんとやるべきだという方向性について御議論いただけたらと思います。

以上です。

○市川会長 ありがとうございます。

それでは、皆様の御発言の前に、先に坂本委員から御質問がありました資源制約について、山本小委員長の方からお答えさせていただきます。

○山本委員長 御質問のごございました「資源制約の下で」という点ですけれども、本年7月31日の総会におきまして、中間報告のとりまとめについて報告をさせていただきました。その中で書かれていることを受けて、ここに「資源制約の下で」と書かれているわけですけれども、具体的に申し上げれば、人口減少の中で地方公共団体の予算を確保することがだんだん難しくなっていく。それから、他方で費用が大きくなる。これについては、インフラの老朽化等に伴ってそれを更新していくといったような費用が差し当たり短期的なものとしては考えられます。

それから、専門人材の不足という問題は現在も徐々に出ておりますけれども、やはり若年層の人口が減っていくことになりますと、行政の担い手という点でも不足が生じていくというような、そういった諸々の資源をやりくりすることが苦しくなってくるだろうということをここでは申し上げております。

ただ、他方で、もちろんIT技術の活用等によって新たな資源と申しますか、効率的に色々なものを使っていくチャンスが生まれるということもございますけれども、ここでは資源制約ということもしっかりと見据えて、今後の地方公共団体のあり方を考えていかななくてはいけないという趣旨でございます。

○市川会長 ありがとうございます。

引き続きまして、ほかの委員の皆様からの御意見、御質問を承りたいと存じます。

それでは、飯泉委員、お願いいたします。

○飯泉委員 まずは山本専門小委員長をはじめ、専門小委員会の皆様方には5回にわたり、また、詰めた議論を早急にしていただいたことに心から感謝申し上げたいと存じます。

全国知事会におきましても、47全ての知事に今回のこの法律延長について賛否を問うたところであります。その結果、43が積極的な賛成、反対はゼロ、それ以外が4であります。この4つは全て、市町村の皆さん方の選択肢を増やすという方向で、市長会、町村会、それぞれの議長会の意見を尊重すべき、こうした意見でありまして、その意味では47全て賛成、ただ今後の市長会、町村会、それぞれの議長会の皆さん方の御意見も是非地制調としては尊重していただきたいということであります。

そして、さらに今も今後の話が出たところであります。総務大臣からも2040年、団塊の世代ジュニアの問題が出たところでありまして、是非今後の地制調でこの市町村のあり方などにつきまして、所与として例えば生産年齢人口の定義のあり方、今は64歳までであります。今後の定年制であるとか年金の問題、今の内閣が全世代型社会保障制度の構築を掲げているところでもありますので、こうしたものをしっかりと俯瞰した上で今後を考えていく。

また、来年からいよいよ始まってまいりますSociety5.0の本格展開が恐らく2040年には当たり前になされています。まさに地域課題の解決のためになくてはならないツールでありますので、例えばローカル5G、こうしたものをより積極的にとか、離島、あるいは中山間地域、こうしたところこそ先に、そして国の全面的なバックアップであるとか、こうした点を是非入れていただきたい。その意味でも、私の方からも市長会、町村会、それぞれの議長会の御意見を是非尊重していただきまして、今後の運営、課題解決に当たりまして、多くの選択肢を国の方からも提案していただけるように、我々全国知事会としてもしっかりと国とともにその点についてはバックアップしたいと考えております。

そして先ほど坂本委員から話がありましたが、なかなか市町村で、また、規模の小さいところでは土木の技術者、今まさに災害列島となっているところでもありますので、県で一括採用、熊本ではそういう方向だとお話がありました。我々全国知事会としても、是非そうした方向で御協力をしていきたいと考えておりますので、その際には是非総務省の皆さん方の御支援・御協力をよろしくお願い申し上げたいと思います。

以上です。

○市川会長 ありがとうございます。

ほかに御意見をお願いします。

それでは、田中委員、お願いいたします。

○田中委員 本日の議題につきましては、今後、自ら合併をというところがあれば、必要な法案であろうということで、基本的にやむを得ないかと思っております。ただ、このことは合併を促進するということではなく、地方行財政基盤を確立するために、自ら選択をする地方自治体が、それを推進するときのものであるということについて、しっかりとした御説明やそれぞれの御認識を持っておいていただきたい。あとは市町村の御意見を十分お聞きいただきたい。

本件とは別であり、本日の議題ではありませんが、ここで議論されている中に、将来にわたっての地方自治、また議会というものがどうあるべきかということについても、我々三議長会の方から出させていただいている今日までの数点の課題があり、本日は論じませんけれども、そのことについても今後またしっかりと進めていただきたいとお願いいたします。

以上です。

○市川会長 ありがとうございます。

それでは、立谷委員、お願いいたします。

○立谷委員 まず、全国市長会としての本日の答申（案）に対しての立場です。全国市長会としては、この答申に対し、全く異論はございません。合併については、あくまでもその自治体の主体性を尊重すべきであって、その主体性において合併すべきと判断した場合には、しっかりと支援していただきたい。地域の決定、地域の自治の観点からいっても是非お願いしたい。特に総務省にはお願いします。

それと、もう一点、本日は非常に私、この会でお話しを伺い感動していることがあります。これまで何度か話してきたことなのですが、市も含めて小規模町村で技術系職員を採用することは難しい。これは何度か申し上げてきました。実際、今から10日ほど前の土曜日の台風19号により、相馬市は市内のほぼ全域が断水になりました。さらに、私も自宅が床上浸水の被害を受けました。今回の災害の発生当初から東北地方整備局長に職員派遣を要請しました。他の市町村も同じように地方整備局長に職員派遣の要請を行っています。市町村の技術系職員の少なさに対して地方整備局の職員が一過性に代替することが最近頃にあるのです。全国市長会としても日頃から地方整備局との連携体制を構築することを特に推進してきたことなのです。しかしながら、この職員の派遣は一過性でしかありませんし、長くても1カ月ですから、常日頃の防災計画、防災体制をどうするのかということを考えてときに、やはり技術系職員の人材不足というのは否めないわけです。採用したくてもなかなか応募がありません。

そういう状況の中で、都道府県の市町村に対する補完機能がこういったところで発揮されるのであれば、市町村としては非常に心強い。そういう思いで、坂本委員の熊本県の話、私は驚きと感動で聞いていたのです。そんなふうに県が考えてくれるというのはすごいことだなと思ったのです。というのは、県もやはり市町村の支援のための職員を採用するというのは多分大変だろうと思うのです。ですが、そういうところに踏み込んで、皆さんがそういう考えを持つに至ったということ。さっき飯泉委員が、それはいいことだから私たちもという話をしたので、私は感動しているのです。今後の大きなテーマだと思ってきましたから、この点については是非推進していただきたい。

このことは今後の基礎自治体のことを考えた場合に、極めて必要なことだと思います。都道府県の市町村への補完では、人材というのは代表的な事例だと思いますが、災害のときの支援のあり方を考えますと、例えば相馬市は隣の新地町や宮城県丸森町をこの災害で支援しているわけですが、そういうことを考えたときに、やはり県の補完機能の重要性というのは今後ますます大きくなっていくだろうと思います。水の管理、河川の管理は大体県ですから、そういうことも含めて役割は重要になっていくだろうと思いますので、そういった意味では、飯泉委員がとてもいいことを言ってくださったと思って感動しております。

地方の方から総務省に対して色々申し上げないといけないのだけれども、そういう姿勢に対しては一つ評価して支援願いたいと思うところがございますので、よろしく願いします。

○市川会長 ありがとうございます。

それでは、野尻委員、お願いいたします。

○野尻委員 全国市議会議長会でございます。

合併特例法につきましては、主体的に合併を行おうとする場合の障害を除去するもので、政府や都道府県による合併の誘導や推進することを意図するものではないと、本調査会で

も確認されていると認識しております。重要なポイントは、住民に対してよりよい行財政サービスをどのように提供していくか。その方策の選択が市町村の自由な判断に任されることでもあります。今後とも主体的に合併を検討する地域も想定されますので、現行法をそのまま延長することに特段異論はございません。

その上で、この機会に3点申し添えたいと思います。1つは、平成の市町村合併について、政府による総括の重要性であります。合併によって行財政基盤が強化されるなどプラスの成果も多いことは事実であります。周辺地域の疲弊などマイナスの効果が生じていることも厳然たる事実であります。今次の当調査会の総会や専門小委員会でもこのような事実を踏まえ、改めて合併の評価、検証を行う必要について意見が出されております。第29次地方制度調査会では、市町村合併の本来の効果が発現するためには、市町村建設計画等で一般的に定められている10年程度の期間が必要であるという旨、明記されております。

平成の合併が一段落してから既に10年以上が経過した今、いわゆる平成の大合併の実態について、合併後3～4年後の概括的な評価にとどまらず、政府の責任で改めてトータルに評価・検証を加えておくことは、答申の指摘にも沿うものであります。評価を行ったわずかの県の調査結果を引用するだけでは不十分だと考えております。

一部委員からも分析の仕方などに問題提起がなされたと聞いておりますが、今次の調査会の審議に間に合わないとしても、社会、経済、地域の大きな構造変化に対応して、広域行政のあり方については、将来にわたって審議が続くものと推察されます。その際、平成の合併の詳細で正確な総括が欠かせないと存じますので、この点、改めて要望しておきます。

2つ目は、地域の広域連携や公共私連携を議論する際には、地方議会、とりわけ市町村議会との関わりをどう考えるか、極めて重要なテーマであることを改めて指摘しておきたいと存じます。多様な人材の地方議会への参画や議員のなり手確保といった諸問題も含め、地方議会のあり方やこれらの審議事項に対する地方議会としてのコミットのあり方を、今後の委員会で十分議論していただければと思っております。

3つ目は、第3回総会で示されました地方六団体の意見を十分念頭において、今後の審議をつくされるよう、強く要望しておきたいと思っております。

以上でございます。

○市川会長 ありがとうございます。

それでは、荒木委員、お願いいたします。

○荒木委員 全国町村会の荒木でございます。

初めに、市川会長、山本小委員長のもとで御議論いただきました答申（案）の現行特例法の期限延長につきまして、意見はございません。その上で、答申（案）に関連して、平成の大合併について申し上げておきたいと思っております。

私も長年、町長を務め、直接の当事者でございました。当時を振り返りますと、平成11年に地方分権一括法が成立し、旧合併特例法が強化されたことを契機に、政府を挙げて自

主的の名の下、市町村合併が強力に推進されました。その結果、平成11年3月末には2,562あった町村は、平成22年3月末には941町村に6割以上も減少いたしました。市町村合併は行財政基盤の強化を実現し、地域の課題に対応してまちづくりを自ら積極的に推進することができるようになることとされ、全国で推進されました。しかし、合併を選択した町村はどのような思いを持って合併に踏み切り、どうだったのか。その結果、地域にどのような変化をもたらしたのでしょうか。

一方、合併しなかった町村はどのような将来展望を描き、現在、どうなっているのか。合併検証は十分とは言えません。単独行政を自ら選んだ町村、あるいは合併させてもらえなかった町村など、どのような経緯であれ、厳しいながらも頑張ってきた私ども町村のこれまでを振り返ってみて、一方で合併市町村の周縁部の旧町村のその後の状況を身近に見ながら、自ら選んだ道は間違っていなかったというのが偽らざる私どもの共通の思いであります。合併推進の当事者による自治体アンケートとは全く異なる評価が各地の現場に存在するという事実はしっかり申し上げておきます。

今でも鮮明に覚えておりますが、平成12年から15年にかけて、日本武道館に全国の町村長、町村議会議長など町村関係者6,000人が参集し、国主導の進め方に対する特別決議を決定するなど、全国大会の開催等を行いました。その当時から、市町村合併に対する我々の主張は全く変わっておりません。一つは、市町村合併は自主的に行うものであり、絶対に強制しないこと。もう一つは、人口が一定規模に満たない市町村を小規模市町村と位置づけ、権限を剥奪、制限、縮小したり、ほかの自治体へ編入することは絶対に行わないことであります。

なぜ、このようなことを申し上げたのか。私ども町村長は、市町村合併について、言葉では言い表せない苦渋の経験を刻み込んでおります。だからこそ、新たな圏域行政の推進は、平成の大合併の再来ではないかと大変危惧しています。新たな仕組みを検討する前に、広域行政に関する現行制度の検証が不可欠であります。検証なしに、全国の町村が望まない新たな圏域行政等の仕組みを導入するならば、全国の町村が結集して反対せざるを得ません。私どもは、東京一極集中が加速する中においても、いつの時代にも絶対に守るべき、小さくとも多様な町村の価値を大切にしながら、新しい時代の課題に立ち向かう覚悟と行動力は皆、持ち合わせています。そして、地域が元気にならなくては日本が元気にならないとの強い決意を持って、これからも取り組んでまいり所存でございます。このような私どもの思いに対して是非とも御理解を賜りますよう、お願いいたします。

以上でございます。

○市川会長 ありがとうございます。

松尾委員、お願いいたします。

○松尾委員 全国町村議会議長会の松尾でございます。本日は発言の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

私からは3点申し上げます。まず、現行の合併特例法の期限延長についてでございます。

私どもは以前から、市町村合併はあくまで自主的に行うべきものであり、強制的な市町村合併、追い込んで行わせるような市町村合併には反対であるという旨を申し上げてまいりました。現行の合併特例法は、自主的に合併を選択する市町村を支援するという目的で制定されておるものと承知いたしております。今回もそのような趣旨、内容であるならば、期限のみを延長することは特に異論がないことを申し上げます。

次に、広域連携についてでございます。前回の総会におきまして、新たな圏域行政への誘導や制度導入について、強い懸念と反対を申し上げましたが、今後の検討に当たりましても、初めから法改正ありきではなく、何が必要とされているのかについて現場の声にしっかりと耳を傾けていただき、慎重かつ丁寧な議論をしていただくよう、強く望むものでございます。

最後に、議会関係についてでございます。現在、総務省の「地方議会・議員のあり方に関する研究会」においては、私ども三議長会も構成員として参加しながら、地方議会議員のなり手不足問題に関し、多様な人材が地方議会に参画しやすくするための方策等について議論が行われております。

今後、当調査会におきましても、この研究会の検討結果も踏まえた議論が行われるかと存じますが、私どもは、議員のなり手不足解消に向けては、多様な人材が議会に参画し、議員として活動できる環境を整えることが最重要課題であると考えております。そのために、兼業禁止の緩和や町村議会議員の低額な議員報酬改善のための財政措置の充実、選挙公営の拡大、厚生年金への地方議会議員の加入などは、是非進めていただきたいと考えております。

特に、選挙公営の拡大につきましては、町村議会は、都道府県議会・市議会と異なりまして、選挙運動用の自動車、ポスターが選挙公営の対象とはなっておりません。また、ビラにつきましては、そもそも配布ができません。立候補のハードルを下げ、多様な人材確保を図るためにも、是非町村議会議員選挙におきましても、自動車及びポスターを選挙公営の対象にするとともに、ビラにつきましても配布を認めていただき、その上で選挙公営の対象にしていただきたいと考えております。

ただいま申し上げました課題の具体的な検討に当たりましては、私ども現場の声を十分踏まえていただきまして、その実現に向け、前向きな議論をお願いいたします。

私からの発言は以上でございます。ありがとうございました。

○市川会長 ありがとうございました。

ほかに委員の方で御発言される方がいらっしゃいましたら、お願いいたします。

本当に様々な御意見をいただきまして、ありがとうございます。皆様の御意見をしっかりと受けとめて、今後の議論に結びつけていきたいと思っておりますが、本日の議題であります「市町村合併についての今後の対応方策に関する答申（案）」につきましては、本日の議論を踏まえまして、本調査会として、本案のとおり答申をとりまとめることにしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○市川会長 ありがとうございます。

それでは、そのように取り計らいたいと思います。

答申(案)を御了承いただきまして、改めて御礼申し上げます。

本日とりまとめた答申につきましては、後日、私から安倍内閣総理大臣にお渡しする予定でございます。今後は、引き続き、地方行政体制のあり方として、どのようなものが求められるかということについて、皆様の御意見をしっかりと受けとめて、専門小委員会において調査審議を進めてまいりたいと存じます。

本日は、委員の皆様、関係各位の方々には、お忙しいところ御出席いただきまして、また、熱心に御審議いただきまして、誠にありがとうございます。

以上をもちまして、第4回総会を閉会いたします。ありがとうございます。